

○横手市議会事務局設置条例

平成17年11月14日

条例第338号

改正 平成26年6月9日条例第26号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定に基づき、横手市議会に事務局を置く。

(事務処理)

第2条 事務局は、市議会の事務を処理する。

(事務局の職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 書記
- (3) その他の職員

2 職員の定数は、横手市職員定数条例(平成17年横手市条例第42号)の定めるところによる。

(事務局長の職務)

第4条 事務局長は、議長の命を受けて事務を総理し、職員を指揮監督する。

2 事務局長に事故があるときは、上席の職員がその職務を代理する。

(事務分掌)

第5条 事務局に、その事務を分掌するために、総務、議事調査の2係を置く。

2 職員は、局長の命を受けてその係の事務に従事する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年11月14日から施行する。

附 則(平成26年6月9日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の横手市議会事務局設置条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

○横手市議会事務局処務規程

平成17年11月14日

議会訓令第1号

改正 平成20年9月8日議会訓令第2号

平成26年6月9日議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、横手市議会事務局設置条例(平成17年横手市条例第338号)第6条の規定に基づき横手市議会事務局(以下「事務局」という。)の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第2条 事務局の各係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 議員の身分及び資格得失並びに議員報酬、手当及び費用弁償に関する事。
- (3) 職員の身分及び給与に関する事。
- (4) 議会の条例、規則及び規程並びに要綱の制定及び改廃に関する事。
- (5) 文書の処理、編さん及び保存並びに書類の整理保管に関する事。
- (6) 議会図書に関する事。
- (7) 儀式及び行事に関する事。
- (8) 日誌に関する事。
- (9) 議会費の予算経理に関する事。
- (10) 物品の出納保管に関する事。
- (11) 議会関係各室の管理に関する事。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、他係に属しない事。

議事調査係

- (1) 本会議、各委員会及び協議会に関する事。
- (2) 議案その他付議事件の処理及び調査に関する事。
- (3) 議会において行う選挙及び選任に関する事。
- (4) 議案、意見書等の取扱いに関する事。
- (5) 請願及び陳情の取扱い並びに調査に関する事。
- (6) 議決事件の処理及びてん末調査に関する事。
- (7) 公聴会に関する事。
- (8) 質問主意書及び出席要求に関する事。
- (9) 会議録の調製及び保管に関する事。

(10) 前各号に掲げるもののほか、議事調査に関すること。

(事務処理)

第3条 事務の処理は、事務局長を経て議長の決裁を受けなければならない。

(専決事項)

第4条 次に掲げる事項については、事務局長において専決することができる。

(1) 給与に関すること。

(2) 経費支出に関すること。

(3) 物品購入、不用品の処分及び印刷に関すること。

(4) 職員の時間外勤務及び休日勤務に関すること。

(5) 職員の休暇その他服務に関すること。

(6) 軽易な事項の報告、照会及び回答に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項

(規則等の準用)

第5条 この訓令に定めるもののほか、服務、給与、人事、福利厚生、事務決裁及び文書の取扱いについては、市長部局の事務処理等の例による。

附 則

この訓令は、平成17年11月14日から施行する。

附 則 (平成20年9月8日議会訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年6月9日議会訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の横手市議会事務局処務規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。